

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

～子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します～

## 1 支給対象者

以下に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除きます。)

(1)令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度(令和3年中)の住民税均等割が非課税である方。

(2)(1)のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満))の養育者であって、以下のいずれかに該当する方

※令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児も対象となります。

- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方

## 2 支給額

児童1人あたり 一律 **5万円**

◆支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

\*お問い合わせは下記までお電話ください。

◆松崎町健康福祉課福祉係

**0558-42-3966**(受付時間:平日 8:15~17:00)

### 3 給付金の支給手続き

**A** 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税均等割が非課税の方

◎給付金は、申請不要で受け取れます。

◎可能な限り速やかに、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振込みます。

#### ※ご注意ください※

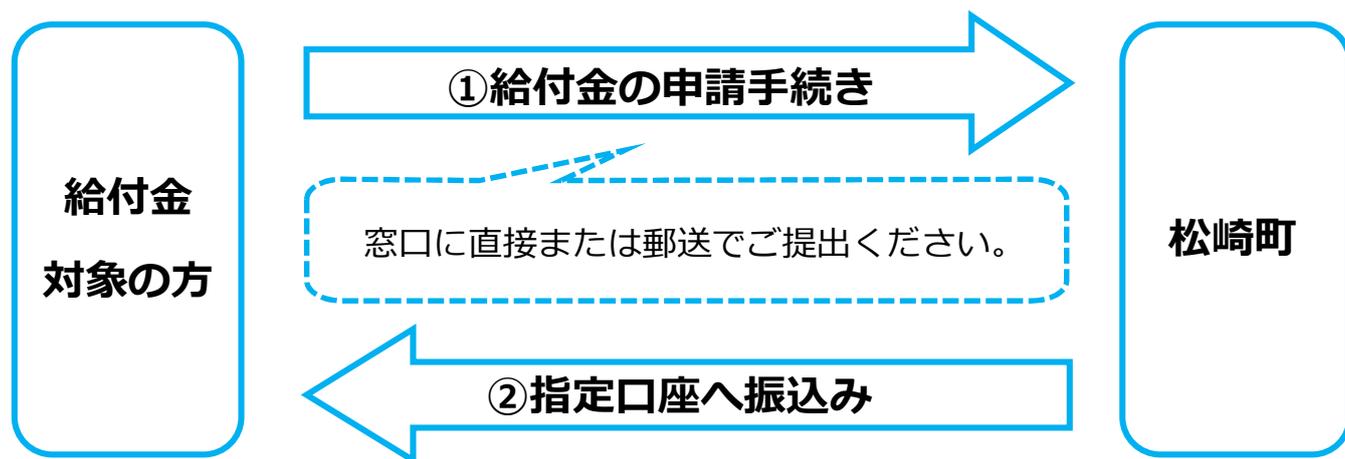
児童手当または特別児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座に解約や変更がある場合は、支給口座登録等の届出が必要です。

**B** 上記以外の方(例:高校生等のみ養育している方、収入が急変した方)

◎給付金を受け取るには、申請が必要です。

◎必要書類とともに役場窓口へ直接、または郵送でご提出ください。(申請書等書類は役場または町ホームページにて掲載しています。)

◎給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認し、指定口座に振込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。